

LPガス料金の内訳は 明確でしょうか?



設備利用の内容を
確認してください!

2025年4月
ガス料金等領収書

基本料金

従量料金

設備利用等料金

2025年4月より
LPガス消費と関係のない
設備費用は、計上禁止です。

参照用

三部料金制 LPガスの料金の仕組み

これまでに比べて料金の内訳がより明確に!

基本料金

+

従量料金

+

設備利用等料金

=

ガス料金

基本料金とは

ガスの使用量に関係なく生じる固定的な費用です。

- ☑ ボンベ容器やガスメータなどガスを供給するための設備費
- ☑ 保安点検や検針にかかる費用 など



従量料金とは

ガスの使用量に応じてかかる費用です。

- ☑ ガスの原料費
- ☑ ガスの配送費 など



設備利用等料金とは

これまでは基本料金の中に
含まれていた場合があります。

ガス消費設備代金などが含まれています。

- ☑ 集中監視システムの利用料
- ☑ ガス漏れ警報器の利用料
- ☑ ガス消費設備（配管、給湯器等）などを販売店から借り受けている場合の費用 など



⚠️ LPガス販売店と契約するときの注意点

LPガスの販売店は、お客さまが自由に選ぶことができます。契約時に内容を確認することが大切です。契約の際は、以下の4点を販売店に確認してください。



料金



料金の仕組みは、どうなっているか
明記されていますか？

契約締結時に交付される料金表には、価格の算定方法が明記されています。
例：基本料金〇円、従量料金 1 m当たり〇円



内容



契約の内容に
不利な点はないでしょうか？

セールスの言葉をうのみにしたり、書類に目を通さなかったりすると、思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。契約をする前によく内容を確認しましょう。

値上げ



提示された金額が急に理由なく
値上げされることはないですか？

価格を改定する際には、原則 1 か月前に消費者に対し検針票又は請求書等により、変更後の料金及び変更の理由が通知されます。



サービス



保安点検やサービスの
内容はどうなっていますか？

緊急時に販売店や「保安機関」に連絡がとれず、すぐに対応してくれるかなど、保安について確認してください。

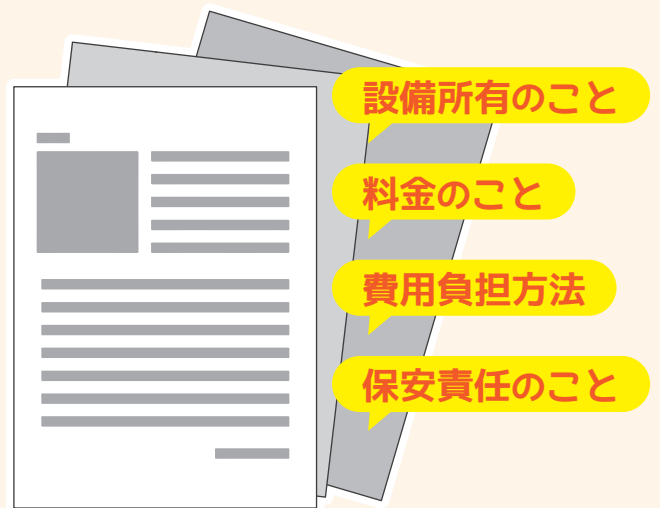


⚠️ LPガス販売店を変更するときの注意点

「液石法」第14条書面は必ず交付されます。

販売店とお客さまの間でLPガス購入契約を結ばれる時に、販売店側から、料金構成や設備の所有権などについて書かれた書面を交付するよう「液石法」第14条により義務付けられています。解約するときや新たな販売店と契約されるときは、販売店から交付された書面を確認して、設備の所有関係を、よくご確認ください。

大切な書類なので、しっかり確認して大切に保管しましょう。



■ お問い合わせ・ご相談はこちらまで